

県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第30号

県立都市公園条例の一部を改正する条例

県立都市公園条例（昭和41年岩手県条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																										
別表第2（第12条、第23条関係）	別表第2（第12条、第23条関係）																																										
1 法第5条第1項の規定による公園施設の設置又は管理の許可を受けた場合	1 法第5条第1項の規定による公園施設の設置又は管理の許可を受けた場合																																										
<table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>公園施設の管理</td><td>[略]</td><td><u>400円</u></td></tr></tbody></table>	区 分	単 位	使用料	[略]			公園施設の管理	[略]	<u>400円</u>	<table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>公園施設の管理</td><td>[略]</td><td><u>410円</u></td></tr></tbody></table>	区 分	単 位	使用料	[略]			公園施設の管理	[略]	<u>410円</u>																								
区 分	単 位	使用料																																									
[略]																																											
公園施設の管理	[略]	<u>400円</u>																																									
区 分	単 位	使用料																																									
[略]																																											
公園施設の管理	[略]	<u>410円</u>																																									
2 法第6条第1項又は第3項の規定による県立都市公園の占用の許可を受けた場合	2 法第6条第1項又は第3項の規定による県立都市公園の占用の許可を受けた場合																																										
<table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td>電柱、変圧塔その他これらに類するもの</td><td>[略]</td><td><u>360円</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>通路で地下に設けられるもの</td><td>[略]</td><td><u>165円</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所</td><td>[略]</td><td><u>435円</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	区 分	単 位	使用料	電柱、変圧塔その他これらに類するもの	[略]	<u>360円</u>	[略]			通路で地下に設けられるもの	[略]	<u>165円</u>	[略]			郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所	[略]	<u>435円</u>	[略]			<table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td>電柱、変圧塔その他これらに類するもの</td><td>[略]</td><td><u>370円</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>通路で地下に設けられるもの</td><td>[略]</td><td><u>170円</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所</td><td>[略]</td><td><u>445円</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	区 分	単 位	使用料	電柱、変圧塔その他これらに類するもの	[略]	<u>370円</u>	[略]			通路で地下に設けられるもの	[略]	<u>170円</u>	[略]			郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所	[略]	<u>445円</u>	[略]		
区 分	単 位	使用料																																									
電柱、変圧塔その他これらに類するもの	[略]	<u>360円</u>																																									
[略]																																											
通路で地下に設けられるもの	[略]	<u>165円</u>																																									
[略]																																											
郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所	[略]	<u>435円</u>																																									
[略]																																											
区 分	単 位	使用料																																									
電柱、変圧塔その他これらに類するもの	[略]	<u>370円</u>																																									
[略]																																											
通路で地下に設けられるもの	[略]	<u>170円</u>																																									
[略]																																											
郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所	[略]	<u>445円</u>																																									
[略]																																											

標識	[略]	<u>105円</u>
[略]		

[略]

3 第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合

区分	単位		使用料
行商、募金その他 これらに類する行為	有料公園施設内 における場合	[略]	<u>1,200円</u>
	有料公園施設外 における場合	[略]	<u>400円</u>
[略]			
興行	[略]		<u>8,000円</u>
展示会、博覧会その他これらに類する催しの開催	[略]		<u>4,000円</u>

[略]

別表第3（第12条、第23条関係）

1 岩手県営運動公園

公園施設名	使用の区分		単位	施設の使用料		附属の施設又は設備の使用料
				一般	学生及び生徒	
陸上競技場	貸切使用の場合	入場料、会費又はこれらに類する料金（以下「	1日までに	円	円	1 拡声機 半日までごとに、陸上競技場にあつては <u>5,060円</u> 、補助競技場、サッカー・ラ
			半日までに	<u>58,980</u>	<u>19,920</u>	
			午前	<u>20,990</u>	<u>7,190</u>	
			午後	<u>37,990</u>	<u>12,730</u>	

標識	[略]	<u>110円</u>
[略]		

[略]

3 第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合

区分	単位		使用料
行商、募金その他 これらに類する行為	有料公園施設内 における場合	[略]	<u>1,230円</u>
	有料公園施設外 における場合	[略]	<u>410円</u>
[略]			
興行	[略]		<u>8,200円</u>
展示会、博覧会その他これらに類する催しの開催	[略]		<u>4,100円</u>

[略]

別表第3（第12条、第23条関係）

1 岩手県営運動公園

公園施設名	使用の区分		単位	施設の使用料		附属の施設又は設備の使用料
				一般	学生及び生徒	
陸上競技場	貸切使用の場合	入場料、会費又はこれらに類する料金（以下「	1日までに	円	円	1 拡声機 半日までごとに、陸上競技場にあつては <u>5,210円</u> 、補助競技場、サッカー・ラ
			半日までに	<u>60,690</u>	<u>20,500</u>	
			午前	<u>21,600</u>	<u>7,400</u>	
			午後	<u>39,090</u>	<u>13,100</u>	

		入場料等」という。)を徴収する場合			
		入場料等を徴収しない場合	1日までごとに	<u>19,920</u>	<u>10,020</u>
	半日		午前	<u>7,190</u>	<u>3,650</u>
			午後	<u>12,730</u>	<u>6,370</u>
		[略]			
補助競技場		[略]		<u>570</u>	<u>220</u>
野球場		[略]		<u>640</u>	<u>330</u>
サッカー・ラグビー場	第1グラウンド	入場料等を徴収する場合	[略]	<u>48,410</u>	<u>18,860</u>
		入場料等を徴収しない場合	1時間までごとに1面ごとに	<u>2,280</u>	<u>1,140</u>
			1時間までごとに半面ごとに	<u>1,140</u>	<u>570</u>

グビー場及びテニスコートにあつては
1,000円
2 審判用具
1式につき
1,830円
3 陸上競技用具
1件につき
370円の範囲内で知事が定める額(当該使用料の合計額が12,140円を超える場合は、12,140円)
4 テント
1日までごとに1張につき300円
5 [略]
6 全自動電気計時装置
1日までごとに1式につ

		入場料等」という。)を徴収する場合			
		入場料等を徴収しない場合	1日までごとに	<u>20,500</u>	<u>10,310</u>
	半日		午前	<u>7,400</u>	<u>3,760</u>
			午後	<u>13,100</u>	<u>6,550</u>
		[略]			
補助競技場		[略]		<u>590</u>	<u>230</u>
野球場		[略]		<u>660</u>	<u>340</u>
サッカー・ラグビー場	第1グラウンド	入場料等を徴収する場合	[略]	<u>49,810</u>	<u>19,410</u>
		入場料等を徴収しない場合	1時間までごとに1面ごとに	<u>2,350</u>	<u>1,170</u>
			1時間までごとに半面ごとに	<u>1,180</u>	<u>590</u>

グビー場及びテニスコートにあつては
1,030円
2 審判用具
1式につき
1,880円
3 陸上競技用具
1件につき
380円の範囲内で知事が定める額(当該使用料の合計額が12,490円を超える場合は、12,490円)
4 テント
1日までごとに1張につき310円
5 [略]
6 全自動電気計時装置
1日までごとに1式につ

第2グラウンド	入場料等を徴収する場合	[略]	<u>10,750</u>	<u>4,360</u>	き2,350円 7～9 [略]
	入場料等を徴収しない場合	1時間までごとに1面ごとに	<u>510</u>	<u>260</u>	
		1時間までごとに半面ごとに	[略]	<u>120</u>	
テニスコート	入場料等を徴収する場合	[略]	<u>7,600</u>	<u>4,010</u>	
	入場料等を徴収しない場合	[略]	<u>650</u>	<u>330</u>	
スポーツライミング競技場	貸切使用の場合	[略]	<u>220</u>	[略]	
	[略]				

[略]

2 岩手県立花巻広域公園

(1) テニスコート及び運動広場

公園施設名	使用の区分	単 位	施設の使用料	
			一 般	学生及び生徒

第2グラウンド	入場料等を徴収する場合	[略]	<u>11,060</u>	<u>4,490</u>	き2,420円 7～9 [略]
	入場料等を徴収しない場合	1時間までごとに1面ごとに	<u>520</u>	<u>270</u>	
		1時間までごとに半面ごとに	[略]	<u>140</u>	
テニスコート	入場料等を徴収する場合	[略]	<u>7,820</u>	<u>4,130</u>	
	入場料等を徴収しない場合	[略]	<u>670</u>	<u>340</u>	
スポーツライミング競技場	貸切使用の場合	[略]	<u>230</u>	[略]	
	[略]				

[略]

2 岩手県立花巻広域公園

(1) テニスコート及び運動広場

公園施設名	使用の区分	単 位	施設の使用料	
			一 般	学生及び生徒

テニスコート	[略]	円	円
		<u>1,060</u>	<u>530</u>
運動広場	[略]	<u>630</u>	<u>310</u>

[略]

(2) ゴルフ場

使用の区分				施設の使用料		附属の設備の使用料
				土曜日及び休日	その他の日	
通常 使用 (1 回につ き)	一般	5月1日 から 10月31 日まで の期間	9ホール 以下の使 用の場合	円 <u>4,300</u>	円 <u>3,300</u>	電動カート 1台につき <u>1,680円</u> の範 囲内で知事 が定める額
			10ホール 以上の使 用の場合	<u>5,400</u>	<u>4,300</u>	
		その他の期間	<u>4,300</u>	<u>3,300</u>		
	学生	9ホール以下の使 用の場合		<u>3,300</u>	<u>2,200</u>	
		10ホール以上の使 用の場合		<u>4,300</u>	<u>3,300</u>	
	高等学 校生徒	[略]				
		10ホール以上の使 用の場合		<u>2,700</u>	[略]	
	中学校 生徒及 び小学 校児童	[略]				
		10ホール以上の使 用の場合		<u>2,200</u>	[略]	
	特例使用 (5月1	9ホール	<u>3,300</u>	<u>2,200</u>	

テニスコート	[略]	円	円
		<u>1,090</u>	<u>540</u>
運動広場	[略]	<u>650</u>	<u>320</u>

[略]

(2) ゴルフ場

使用の区分				施設の使用料		附属の設備の使用料
				土曜日及び休日	その他の日	
通常 使用 (1 回につ き)	一般	5月1日 から 10月31 日まで の期間	9ホール 以下の使 用の場合	円 <u>4,400</u>	円 <u>3,400</u>	電動カート 1台につき <u>1,720円</u> の範 囲内で知事 が定める額
			10ホール 以上の使 用の場合	<u>5,600</u>	<u>4,400</u>	
		その他の期間	<u>4,400</u>	<u>3,400</u>		
	学生	9ホール以下の使 用の場合		<u>3,400</u>	<u>2,300</u>	
		10ホール以上の使 用の場合		<u>4,400</u>	<u>3,400</u>	
	高等学 校生徒	[略]				
		10ホール以上の使 用の場合		<u>2,800</u>	[略]	
	中学校 生徒及 び小学 校児童	[略]				
		10ホール以上の使 用の場合		<u>2,300</u>	[略]	
	特例使用 (5月1	9ホール	<u>3,400</u>	<u>2,300</u>	

1回につき)	日から 10月31 日まで の期間	以下の使 用の場合 10ホール 以上の使 用の場合	<u>4,300</u>	<u>3,300</u>
	その他の期間		<u>3,300</u>	<u>2,200</u>

備考1・2 [略]

3 通常使用（一般の場合又は学生における10ホール以上の使用の場合に限る。）又は特例使用（5月1日から10月31日までの期間における10ホール以上の使用の場合に限る。）の場合において、岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第71条第1項第3号に掲げる利用に該当するときの施設の使用料は、土曜日及び休日にあつては3,800円、その他の日にあつては2,700円とする。

4 [略]

3 岩手県立御所湖広域公園

(1) レクリエーション広場

単 位	使用料	
	一般、学生及び高等学校生徒	中学校生徒及び小学校児童
1人3時間までごとに	<u>540円</u>	<u>270円</u>

[略]

(2) その他の有料公園施設

公園 施設 名	使用の区分	単 位	施設の使用料		附属の設備の使用 料
			一 般	学生及び 生徒	
野球	[略]		円	円	

1回につき)	日から 10月31 日まで の期間	以下の使 用の場合 10ホール 以上の使 用の場合	<u>4,400</u>	<u>3,400</u>
	その他の期間		<u>3,400</u>	<u>2,300</u>

備考1・2 [略]

3 通常使用（一般の場合又は学生における10ホール以上の使用の場合に限る。）又は特例使用（5月1日から10月31日までの期間における10ホール以上の使用の場合に限る。）の場合において、岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第71条第1項第3号に掲げる利用に該当するときの施設の使用料は、土曜日及び休日にあつては3,900円、その他の日にあつては2,800円とする。

4 [略]

3 岩手県立御所湖広域公園

(1) レクリエーション広場

単 位	使用料	
	一般、学生及び高等学校生徒	中学校生徒及び小学校児童
1人3時間までごとに	<u>550円</u>	<u>280円</u>

[略]

(2) その他の有料公園施設

公園 施設 名	使用の区分	単 位	施設の使用料		附属の設備の使用 料
			一 般	学生及び 生徒	
野球	[略]		円	円	

場		<u>630</u>	<u>310</u>	
テニスコート	[略]	<u>1,060</u>	<u>530</u>	
艇庫	エイトを保管する場合	<u>5,580</u>	<u>2,780</u>	1 舟艇 (1) 漕艇用ボート及びカヌー 1日までごとに1艇につき <u>980円</u> の範囲内で知事が定める額 (2) 審判艇 1日までごとに1艇につき <u>9,710円</u> に燃料の実費相当額を加えた額 (3) [略] 2 拡声機 1日までごとに <u>4,130円</u> 3 競技用備品 1日までごとに1件につき
	シェルフオア又はクォドルプルを保管する場合	<u>4,130</u>	<u>2,070</u>	
	ナックルフォア、ダブルスカル又はシェルペアを保管する場合	<u>3,510</u>	<u>1,760</u>	
	シングルスカル又はナックルペアを保管する場合	<u>2,850</u>	<u>1,440</u>	
	カヤックフォアを保管する場合	<u>1,810</u>	<u>910</u>	
	カナディアンフォア又	<u>1,430</u>	<u>710</u>	

場		<u>650</u>	<u>320</u>	
テニスコート	[略]	<u>1,090</u>	<u>540</u>	
艇庫	エイトを保管する場合	<u>5,740</u>	<u>2,860</u>	1 舟艇 (1) 漕艇用ボート及びカヌー 1日までごとに1艇につき <u>1,010円</u> の範囲内で知事が定める額 (2) 審判艇 1日までごとに1艇につき <u>9,990円</u> に燃料の実費相当額を加えた額 (3) [略] 2 拡声機 1日までごとに <u>4,250円</u> 3 競技用備品 1日までごとに1件につき
	シェルフオア又はクォドルプルを保管する場合	<u>4,250</u>	<u>2,130</u>	
	ナックルフォア、ダブルスカル又はシェルペアを保管する場合	<u>3,610</u>	<u>1,810</u>	
	シングルスカル又はナックルペアを保管する場合	<u>2,930</u>	<u>1,480</u>	
	カヤックフォアを保管する場合	<u>1,860</u>	<u>940</u>	
	カナディアンフォア又	<u>1,470</u>	<u>730</u>	

はカナディアンダブルを保管する場合				3,360円の範囲内で知事が定める額 4 [略]
カナディアンシングルを保管する場合	[略]		<u>1,170</u> <u>590</u>	
カヤックダブルを保管する場合	[略]		<u>1,030</u> <u>520</u>	
カヤックシングルを保管する場合	[略]		<u>640</u> <u>330</u>	

[略]

4 岩手県立高田松原津波復興祈念公園

公園施設名	単位	使用料
会議室	[略]	<u>1,370円</u>

備考1 会議室を二分割してその一方のみを使用する場合の使用料は、685円とする。

2 [略]

はカナディアンダブルを保管する場合				3,460円の範囲内で知事が定める額 4 [略]
カナディアンシングルを保管する場合	[略]		<u>1,200</u> <u>610</u>	
カヤックダブルを保管する場合	[略]		<u>1,060</u> <u>530</u>	
カヤックシングルを保管する場合	[略]		<u>660</u> <u>340</u>	

[略]

4 岩手県立高田松原津波復興祈念公園

公園施設名	単位	使用料
会議室	[略]	<u>1,400円</u>

備考1 会議室を二分割してその一方のみを使用する場合の使用料は、700円とする。

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。